

●香川県告示第275号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において平成19年4月27日から同年5月19日まで一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
主要地方道（25号）善通寺多度津線	善通寺市金蔵寺町1290番2地先から 善通寺市生野町字原477番1地先まで
主要地方道（33号）高松善通寺線	善通寺市原田町1578番1地先から 善通寺市金蔵寺町1290番2地先まで
一般県道（282号）高松琴平線	丸亀市綾歌町大字岡田上字今滝414番3地先から 仲多度郡琴平町大字榎井字中ノ町701番2地先まで

2 指定する期日 平成19年5月1日